

## 委 託 契 約 書

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下甲という）と\_\_\_\_\_（以下乙という）とは、甲が運営管理する施設の設備保守管理業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、下記施設の設備保守管理業務を委託し、乙は、これを請負い誠実に履行するものとする。

- (1) 名 称 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター
- (2) 所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号
- (3) 契約金額 金\_\_\_\_\_円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金\_\_\_\_\_円)

### （契約金額）

第2条 本契約に基づき甲が乙に支払う契約金額の内訳は別に定める。ただし、1か月に満たない月の場合は日割り計算とする。

- 2 乙は、前項の内訳に基づき契約金額を翌月10日までに甲に請求し、甲は、翌月末までに乙に支払うものとする。
- 3 仕様書の定めるところにより実費による精算を要するもの、及び甲の注文により仕様書に定めのない業務を行った場合は、前項に準じて別途に精算するものとする。

### （契約保証金）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を甲に納付するものとする。ただし、乙が履行保証保険契約の締結を行った場合は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

### （契約期間）

第4条 本契約の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、契約期間の終了の日までに、甲から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和9年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

### （契約の内容）

第5条 契約の対象となる施設の設備保守管理業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設管理業務全般
  - ① 施設全体の管理業務の掌握、改善・提案等の業務
  - ② 法定責任者の変更及び届出、官公庁への関係資料の申請・届出等

- ③ 施設管理に関する計画並びに進行管理
  - ④ イベント等に伴う機器スケジュール調整及び対応
  - ⑤ 修理、修繕工事の提案、各種調査、工事の立会及び機構職員の補助業務
  - ⑥ 消耗品の交換、小規模修理、営繕作業
  - ⑦ 館内点検
- (2) 設備・電気設備管理業務
- ① 電気、空調、給排水衛生設備、環境衛生等の建物の設備に係る運転監視及び日常巡視点検業務
  - ② 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査
  - ③ 設備の定期点検・測定・整備業務
- 2 上記設備管理業務の範囲及び基準は甲の注文に基づく仕様書に定める。

#### (契約業務の履行)

第6条 乙は、本契約の履行にあたり、関係諸法令及び諸規則並びに甲が定める保安規程その他の諸規定を遵守し、仕様書に定める範囲及び基準を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 乙は、契約業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (通知義務)

第8条 乙は、甲の契約業務遂行中事故発生のおそれのあるとき、又は事故が発生した場合は、遅滞なく甲にその状況を通知し、速やかに甲の指示を受けてその処理にあたるものとする。

2 乙は、甲の契約業務遂行中に設備上不備が認められる事項又は故障その他の事故を発見したときは、その事実と処理方法を明らかにして速やかに甲に報告するとともに、甲の指示を受けて当該事項等を処理し、解決にあたるものとする。

#### (計画、報告)

第9条 乙は、仕様書に基づき契約業務に関する実施計画書を策定し、計画的に業務を履行するものとする。ただし、甲において実施計画に異議があるときは、甲乙協議するものとする。

2 乙は、必要に応じて日誌、報告書等の書面をもって、業務の履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が建物躯体、付帯設備等の損傷あるいは不良の箇所を発見したときは、その旨を甲に速やかに報告しなければならない。

4 前項に係わらず、甲は何時でも乙に対し契約業務の履行状況について報告を求めることができる。

#### (損害賠償責任)

第10条 契約業務の履行中、乙がその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に対し損害を与えた場合、乙はその賠償責任を負うものとする。

#### (履行遅滞による違約金)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に契約業務を完了することができない場合は、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。この場合、契約期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、契約の履行期限の翌日から履行が確保された日までの日数に応じ、契約金額のうち履行遅滞となった部分の額につき年 10.75%の割合で計算した額とする。

3 乙は、天災その他乙の責めに帰することのできない事由により、履行期限までに完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して期間の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、双方の協議により定めるものとする。

#### (契約の解除及び違約金)

第12条 甲は、乙が以下の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、第4条の契約期間内に契約業務が完了する見込みがないと、明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき。また、乙が仕様書で定められた業務を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(3) 乙が正当な事由に基づかないで契約の解除を申し出たとき。

(4) 以上各号のほか、乙が本契約に違反したとき。

第12条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めるとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第12条の3 甲は、第12条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、翌年度以降の予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、第1条に定める施設の設備保守管理業務を含む指定管理業務について、甲と兵

庫県との間で翌年度以降の年度協定を締結しない場合、この契約を解除することができる。

- 4 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 5 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 6 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

#### (暴力団等の排除)

第13条 甲は、第15条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第7条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第4項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第14条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第15条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

第16条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第17条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(遅延利息)

第18条 乙は、第11条第1項又は第12条の3第4項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(賠償の予約)

第19条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。契約業務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(従業員控室等の提供)

第20条 甲は、契約業務履行のため乙が必要とする適切な従業員ロッカー室・資材置場・電話及び用水、光熱等を提供するものとする。

2 乙は、甲より提供を受けた施設等については、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(機器、器具、資材等の負担)

第21条 契約業務の履行にあたって使用する機器、器具、資材等は、特定の部品及び工具類を除き乙の負担とする。

(電気主任技術者の選任等)

第22条 甲は、乙の職員より第5条第1項の管理に必要な電気主任技術者を選任し、所轄

官庁に対する届出は甲において行うものとする。

- 2 前項の電気主任技術者は電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安の監督を行うものとする。
- 3 第1項の電気主任技術者は、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターに常勤するものとする。
- 4 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用のため必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者をあらかじめ指名しておくものとする。
- 5 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

#### **(選任技術者の不在時の措置)**

第23条 電気主任技術者又はその他の法令による選任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にはその業務の代行を行う者を甲、乙協議の上あらかじめ指名しておくものとする。

#### **(選任技術者の報告等)**

第24条 電気主任技術者又はその他の法令による選任技術者が行う業務上重要な事項については、甲、乙それぞれに連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者、その他法令による選任技術者は臨機の措置をとり、事後本文の定め趣旨により報告を行うものとする。

- 2 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
- 3 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

#### **(規律維持)**

第25条 乙は、契約業務に従事する自己の従業員に対する管理上の責任を負い、服務規律を維持して秩序ある業務を行うものとする。

#### **(守秘義務)**

第26条 乙は、契約業務の履行を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。契約業務の履行にあたる従業員についても同様の義務を負い、その責を免れない。

#### **(個人情報保護)**

第27条 乙は、契約業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### **(管轄裁判所)**

第 28 条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第 29 条 この契約に定めた事項及びそれ以外の事項について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、処理するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2

公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

理 事 長 五 百 旗 頭 真

乙 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者としないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 理事長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 ( ) ー 番

電子メール

## 「個人情報取扱特記事項」

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター内防災センターにおいて行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### (事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

### (再委託の禁止)

第10 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

### (立入調査)

第12 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

### (事故発生時における報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

### (基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

### (受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求められることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

### (労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

## 誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

### 1 契約名

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター設備保守管理業務委託契約

### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに甲へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを甲に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに甲が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年 月 日

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 理事長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) ー 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）